

平成15年(ワ)第544号,平成16年(ワ)第9号
原子力発電所運転差止請求事件

判 決 骨 子

1 主文

原告らの請求をいずれも棄却する。

2 事案

本件は、静岡県又はその近隣都道府県に居住する住民らが、人格権に基づいて、静岡県御前崎市(旧浜岡町)に設置されている浜岡原子力発電所1ないし4号機の運転差止めを求めた事案である。

この訴訟で、原告らは、将来発生する地震によって本件原子炉施設の重大事故が発生する蓋然性があり、原告らは、生命・身体に対する重大な被害を及ぼす放射線被ばくを受ける極度の危険にさらされ、また、事故や被害発生の不安がない安全かつ平穏な環境を享受する権利を侵害されていると主張している。

3 理由

(1) 主張立証責任

差止請求の根拠となる人格権侵害の具体的危険性については、差止請求をする原告らに主張立証責任があると解される。

しかしながら、原子炉施設が内包する危険性、原子炉の利用に対する国の規制及びその保護法益に加え、原子炉施設の安全設計、安全管理等に関する資料の大部分を被告が保有し、証拠が偏在していること、企業秘密等の制約があるため原告らが立証に必要な資料を入手することが困難であることなどの事情に照らせば、原子炉施設の設置者である被告は、原子炉等規制法及び関連法令の規制に従って本件原子炉施設の設置、運転がされていることについて、まず主張立証する必要がある。被告がその主張立証を果たさないときは、原告らの人格権侵害の具体的危険性の存在を推認するのが相当である。

被告が上記立証をしたときは、原則どおり、原子炉施設の運転差止を請求する原告らにおいて、上記国の諸規制では原子炉施設の安全性が確保されないことを具体的な根拠を示して主張立証すべきである。

(2) 原子炉施設に求められる安全性

原子炉施設には、平常時はもちろん、地震、機器の故障その他の異常時における万が一の事故を想定した場合にも、一般公衆の安全が確保されることが要求される。

(3) 審査基準等適合性

審理の結果によれば、本件原子炉施設の設置、設計及び運転は、各種の審査基準等に適合していると認められる。

(4) 本件原子炉施設の安全性

ア 安全評価の手法

安全評価審査指針が定める単一故障の仮定による安全評価の方法は、不合理ではなく、これに従ってされた被告の安全評価に問題はない。

イ 地震と耐震設計

(ア) 地震

設計用最強地震として安政東海地震（M8.4）等、設計用限界地震として南海トラフ沿いのM8.5の地震等が選定されており、基準地震動の策定過程において十分安全側に立った地震の想定がされている。また、想定東海地震と東南海地震・南海地震との連動についても、安政東海地震を上回る影響がないことが確認されている。

想定東海地震に関する中央防災会議のモデル（平成13年に見直されたモデル）は、十分な科学的根拠に基づいており、同モデルより震源断層面の深さをより浅く、破壊開始点を本件原子炉施設により影響を与える地点に想定し、アスペリティが本件原子炉施設の直下に存在するものとして、想定東海地震を考えなければならないとする原告らの主張は採用できない。

(イ) 改訂指針（平成18年9月に改訂された耐震設計審査指針）

改訂指針は、地震学上の新たな知見を踏まえ、さらなる耐震安全性の向上の見地から改訂指針の基準地震動 S_s での耐震安全性の確認を求めたものであり、旧指針に基づく安全評価を否定するものではない。

改訂指針に基づいて被告が策定した基準地震動 S_s は、同指針が求める「不確かさの考慮」が適切にされており、改訂指針の要請を満足するものである。

(ウ) 本件原子炉施設の耐震安全性

基準地震動 S_1 、 S_2 の策定手法（大崎の方法、小林の方法）に不合理な点は認められず、被告が策定した基準地震動 S_1 、 S_2 は妥当なものと評価できる。中央防災会議のモデルに基づく地震動の応答値は基準地震動 S_1 、 S_2 による値を十分下回っており、設計上の安全余裕は十分に確保されている。

本件原子炉施設は、想定東海地震の地震動だけでなく、想定東海地震と

東南海地震・南海地震とが連動した場合の地震動に対しても耐震安全性が確保されていると認められる。

ウ 地盤

本件原子炉施設の地盤は堅牢であり、原子炉敷地内に存在するH断層系は既に固結していると認められる。地震発生時に本件原子炉施設の安全性に影響を及ぼすような地盤の変状を生じることが考えられない。

エ 経年変化事象

(ア) SCC

SCC発生のメカニズムの解明は相当程度進んでいるので、平素からSCCの発生を想定した点検・検査を行い、シュラウドや再循環配管等にひび割れを発見した場合にはその進展速度を予測し、設備・機器の健全性を確認しつつ、引き続き運転を続け、あるいは適宜交換するという方法は、合理的である。本件原子炉施設では、点検・検査によってSCCの発生を捕捉できる体制が整っており、本件原子炉施設の耐震安全性に影響はないと認められる。

(イ) 配管の減肉現象、疲労、中性子照射脆化

これらの経年変化事象に対しては、その発生・進展を抑制する対策が講じられており、段階的な点検・検査の枠組み等の被告の点検、管理体制も適切に構築されていることから、原子炉施設の安全性に影響はなく、耐震安全性にも影響がない。

(4) 結論

よって、本件原子炉施設の運転によって、原告らの生命、身体が侵害される具体的危険があるとは認められない。